

読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成交付要綱

(趣旨)

第1条 読谷村スポーツ振興推進協議会の目的を達成するため、読谷村スポーツ振興推進協議会会則（以下「会則」という。）第12条に基づき読谷村に住所等を有する者（以下「村民」という。）及び村民で構成される団体等が県外・国外等のスポーツ大会等に派遣される場合の経費の一部又は本村のスポーツ振興に関する事業等の実施における費用の一部を助成するためにこの要綱を定める。

(助成対象)

第2条 助成対象は次に掲げるものとする。

- 1 （財）日本スポーツ協会加盟団体、都道府県及び市町村スポーツ協会、都道府県及び市町村体育協会の主催、もしくは後援する全国大会、九州大会等（以下「全国大会等」という。）並びに日本を代表する世界大会、アジア大会等（以下「世界大会等」という。）に出場する団体及び個人（以下「出場者」という。）を対象とし、以下の各号のいずれかを満たすものとする。ただし、助成を受けようとする者が他の派遣費補助金等を受けている場合は対象としない。
 - (1) 県選抜又は予選大会において優勝、準優勝又は3位（3位を決定しない場合はベスト4まで）の成績を上げ、全国大会等及び宮古、八重山地域で開催される大会等に出場資格を取得した出場者
 - (2) 全日本選抜又は予選大会を経て、世界大会等に出場する資格を得た出場者
- 2 競技力向上等に資する研修会等の開催を行う団体
- 3 その他会長が適当と認めた者

(助成条件)

第3条 助成の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成の対象となる経費は、大会出場にあたり交通費及び宿泊費等が自己負担となるものとする。
- (2) 助成交付は、同一団体等につき年1回とする。ただし、九州大会等において優秀な成績を修め全国大会に派遣される場合は、その限りではない。
- (3) 世界大会等の出場者は同項第1号の規定にかかわらず対象とする。

(助成金等)

第4条 この要綱でいう「助成金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 派遣助成金 全国大会等へ出場する団体（チーム）への派遣に要する経費の一部を助成する。
- (2) 激励金 全国大会等へ出場する個人に対して助成する。
- (3) 褒賞金 世界大会等へ出場する個人に対して助成する。

(4) 振興活動費 研修会等を開催する団体に助成する。

(助成対象者及び対象人員)

第5条 助成対象者は、村民及び村民で構成される団体(チーム)であることとする。

なお、村民以外の者が構成員となる団体(チーム)の場合は、村民が当該団体(チーム)の主体であることを条件とする。

2 前項の規定において、対象外となる団体(チーム)に構成員として加わる村民は個人として扱う。

3 派遣費助成金の対象人員は、大会開催要項等に定める選手登録人数以内及び監督、コーチ各一人とする。

(助成金等の交付)

第6条 助成金等の交付は、予算の範囲内において別表の基準で交付する。

2 その他別表に定めのない事項については、会長が必要と認める助成金等を交付することができる。

3 助成金等の交付時期は、全国大会等または世界大会等に出場する以前に出場者に交付するものとする。ただし、助成金等の交付申請と大会期日との間の期間が短い場合には、大会後に交付を行うものとする。

(助成金等の交付申請)

第7条 前条の助成金の交付を受けようとする出場者は、あらかじめ助成金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 県選抜又は予選大会等の実績報告書

(賞状、出場権付与等の写し、開催要項、組み合わせ表等の大会結果)

(2) 全国大会等又は世界大会等の開催要項等

(3) 出場選手名簿(様式第2号)

(4) 収支予算書(案)(様式第3号)

2 前項第1号に規定する添付書類は、会長が認める場合には省略することができる。

(助成金等の交付決定)

第8条 会長は、前条の助成金交付申請書を受理し、申請書類の内容を審査し適当と認めたときは、助成金等交付決定通知書(様式第4号)により交付決定額を申請者に通知するものとする。

(実績報告の義務)

第9条 助成金等の交付を受けた者は、大会終了後、1ヵ月以内に実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて会長に報告しなければならない。

(1) 当該大会の結果報告書

(2) 収支計算書(実績)(様式第6号)

(3) 出場選手名簿(実績)(様式第7号)

(助成金等の返還)

第10条 会長は、当該出場者が虚偽の助成金等交付申請書を提出したことにより助成金等の交付を受けたときや実績報告の義務を怠った際には、助成金等の交付決定を取り消し、助成金等の全額を返還させることができる。

2 前条の規定により助成金等の返還を命ぜられた場合の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。

(書類の経由)

第11条 この要綱に基づき提出する書類は、事務局を経由して会長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年5月12日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年6月11日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月25日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月27日から適用する。

別 表

助成金の種類	派遣大会	助 成 金 額
(1) 派遣費助成金	宮古、八重山大会	一人1万円以内(但し一団体の最高 限度額は5万円以内とする)
	県外大会	一人2万円以内(但し一団体の最高 限度額は20万円以内とする)
(2) 激 励 金	宮古、八重山大会	一人につき2万円以内
	県外大会 村内チーム (村民主体構成) 村外チーム (村民主体構成対象外=村民)	一人につき3万円以内 一人につき2万円以内
(3) 褒 賞 金	世界大会・アジア大会	一人につき5万円以内
(4) 振興活動費	限度額を10万円以内とする	

式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

読谷村スポーツ振興推進協議会
会 長 殿

団体住所
団 体 名
代 表 者
選 手 名
連 絡 先

読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成交付申請書

令和 年度において、下記スポーツ大会に出場しますので、読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。
尚、大会終了後には、1 ヶ月以内に実績報告書を提出します。

記

- 1 大 会 名
- 2 日 時（期間）
- 3 場 所
- 4 助 成 金 等

助 成 金	円
激 励 金	円
褒 賞 金	円
振興活動費	円

5. 添 付 書 類

- ① 県選抜又は予選大会等の実績報告書
（開催要項及び組合せ表等大会結果、賞状、出場権付与等の写し）
- ② 全国大会又は世界大会等の開催要項等（写）
- ③ 出場選手名簿（参加者名簿）
- ④ 収支予算書（案）

様式第2号（第7条関係）

出 場 選 手 名 簿

NO	氏 名	住 所

※15名を超える場合は、様式をコピーして提出してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）

収支予算書（案）

歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
歳入合計			

歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
歳出合計			

様式第4号（第8条関係）

読 谷 振 指 令 第 号
令 和 年 月 日

住 所
団体名
代表者
選手名

読谷村スポーツ振興推進協議会
会 長

読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成等について、下記のとおり交付決定したので、読谷村スポーツ振興協議会スポーツ大会等派遣費助成交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 対象となる大会
- 2 日 時（期 間）
- 3 助成金等交付決定額

助 成 金	円
激 励 金	円
褒 賞 金	円
振興活動費	円

様式第 5 号（第 9 条関係）

読谷村スポーツ振興推進協議会

会 長 殿

住 所

団体名

代表者

選手名

読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成金等実績報告書

令和 年 月 日付け読ス振指令第 号で交付決定を受けた、令和 年度読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成金等に係る派遣事業を下記のとおり実施したので、読谷村スポーツ振興推進協議会スポーツ大会等派遣費助成交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 助 成 金 額 円 ()

2. 大 会 名

3. 会 場

4. 添 付 書 類

① 当該大会の結果（実績）報告書

② 収支決算書

様式第6号（第9条関係）

収支計算書（実績）

歳入の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
歳入合計			

歳出の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
歳出合計			

様式第7号（第9条関係）

出 場 選 手 名 簿（実績）

NO	氏 名	住 所

※15名を超える場合は、様式をコピーして提出してください。